渚マリーナ　利用者募集要項

株式会社 小坪マリーナー

平成２２年４月

渚マリーナ利用契約について

渚マリーナは、神奈川県が行う不法係留船対策の一環として、株式会社小坪マリーナーが県有地を借り受け整備・運営している施設です。供用期間は、平成１８年６月より２０年間となっています。渚マリーナは、対象船舶が限定されているため、神奈川県が利用者の募集を行っています。

１　募集について

（１）　艇の条件

・実艇長８ｍ未満（エンジンを含む、最先端から最後端までの実測寸法です）
・検査証の船種が「汽船」（プレジャーボート）
・自重２ｔ未満かつ当マリーナのクレーンで安全に上下架可能な船舶
・当マリーナ前の橋梁を通過できる船舶。最高満潮位時、桁下の高さ２０４ｃｍ。
（但し、うねり、波等の影響で桁下の高さは大きく変わる事があります）
・船舶検査、小型船舶登録が有効な船舶
・船舶総合保険への加入済みもしくは加入する船舶
・営業を目的とした利用はできません

（２）　契約期間及び陸置施設利用料金等

１．契約期間　　６月１日から５月３１日までの１年間
（以降、令和９年度まで１年ごとに更新）

２．陸置施設利用料金等　（表１を参照）

表１

Ｆｅｅｔ	艇置料	保証金(非課税)	船台料金	申込金
17 以下（上段）	352,000　円	320,000　円	艇によって変動いたします。お問い合わせください。	110,000　円
18（上段）	363,000　円	330,000　円		
19（上段）	374,000　円	340,000　円		
20（上段）	396,000　円	360,000　円		
21（上段）	418,000　円	380,000　円		
21 以下（下段）	451,000　円	410,000　円		
22（下段）	473,000　円	430,000　円		
23（下段）	506,000　円	460,000　円		
24（下段）	539,000　円	490,000　円		
25（下段）	572,000　円	520,000　円		

艇長（Ｆｅｅｔ）は、メーカーカタログ表示の寸法です。　　消費税 10%

２１feet 以下でも当マリーナの機材で、ラック上段に置けない艇は下段となります。

中途契約の場合、契約月から５月３１日までの月割りとなります。

中途解約の場合、陸置施設利用料金の返金はいたしません。

２　施設について

（１）　陸置施設収容隻数　　最大１６７隻（H鋼２段ラック）

（２）　その他付属施設　　給油施設、修理工場（倉庫)、電気施設、水道施設
上下架施設、係留施設
駐車場（２４台)、駐輪場（３０台）
管理棟（事務室、休憩室、トイレ、シャワー）

（３）　施設利用料金

表２

上下架施設　（１往復）	4,000 円
駐車場　（１台）	1,100 円
洗艇施設　（１回）	330 円
シャワー施設（１回）	550 円

船舶を利用されない方は、施設（駐車場、シャワー）利用は出来ません。

（４）休業日　　毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日）
元日、１月、６月（毎年決定後お知らせします）

（５）施設利用時間　　午前９時から午後５時まで
（早朝出艇にも対応しています。詳しくはお問合せ下さい）

（６）その他　　施設利用は、別に定める利用規約等を遵守して下さい。

３　契約の手続き

（１）　申込み

当マリーナにて契約手続きをしてください。
（事前に　１ 募集について（１）艇の条件　を確認してください）

（２）　契約締結

書類審査、陸置施設料金、船台料金、保証金及び申込金の入金確認後、契約手続をさせて頂きます。

（注意）

田越川河口付近（富士見橋より下流）は、一年を通していつでも航行可能という訳ではありません。潮の干満による水深の変化で、航行不可能となる場合がございます。その点をご了承していただける方のみ申込をして下さい。

渚マリーナの運営・契約に関するお問合せ先

所 在 地　渚マリーナ
住　　所　〒249-0007 神奈川県逗子市新宿 １丁目 ６番地
電　　話　０４６－８７１－７３８４
Ｆ Ａ Ｘ　０４６－８５４－４７７７

事 業 者　株式会社 小坪マリーナー
住　　所　〒249-0008 神奈川県逗子市小坪 ４丁目 ２７番地 １２号
電　　話　０４６７－２３－１５１６
Ｆ Ａ Ｘ　０４６７－２３－１５１５

営業時間　９：００～１７：００
定 休 日　火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日）
　　元日、１月、６月（毎年決定後お知らせします）

令和８年８月　改定
１　募集について（２）契約期間
２　施設について（３）施設利用料金　表２、（４）休業日